

# ワールドグループ行動規範

## 目次

適用対象会社	p	3
適用対象者	p	3
啓蒙	p	3

## 行動原則

1	お客さまに対する姿勢	p	4
2	社員に対する姿勢	p	5
3	取引先に対する姿勢	p	5
4	株主に対する姿勢	p	6
5	社会・行政に対する姿勢	p	6
6	環境に対する姿勢	p	7
7	会社に対する姿勢	p	7
8	国際社会に対する姿勢	p	8
9	人権に対する姿勢	p	8
10	危機管理に対する姿勢	p	8

コンプライアンス体制	p	9
------------	---	---

# ワールドグループ行動規範

## ＜適用対象会社＞

株式会社ワールド及び国内連結子会社

## ＜適用対象者＞

すべての取締役、役員および社員（パート、アルバイト、派遣含む）

## ＜啓蒙＞

ワールドのイントラネット上のホームページに「ワールドグループ行動規範」を掲載しています。

「ワールドグループ行動規範」の啓蒙を中心としたコンプライアンス研修を、ワールドグループ全体に順次展開し、ワールドグループにおけるコンプライアンスの周知徹底を継続的に推進します。

ワールドグループの皆さんは、本行動規範をいつも手元に置いて、行動してください。

## ＜行動原則＞

### 1 お客さまに対する姿勢

#### 1-1 魅力ある商品・サービス等の提供

ワールドグループは、創業当時から常にお客さまにとって最適なファッションビジネスを実現するという経営ビジョンを掲げて参りました。すべての発想の原点は「顧客価値」の最大化であり、商品・サービス・店舗が三位一体になることでお客さまに最大の顧客価値をお届けできると考えています。

私達は、「そこに行けば必ず欲しいものが見つかる」という期待を持って来店していただける「ファイナルディステーションストア」の実現を目指しており、お客さまに選んでいただける存在となるために、魅力ある商品・サービス・店舗の提供に取り組んで参ります。

#### 1-2 商品・サービス等の安全性の追求と品質向上

ワールドグループは、法令、規制および社内ルールを遵守し、企業倫理、社会規範を踏まえ、安全でご満足いただける品質・サービスの向上に取り組んで参ります。

お客さまにお届けする商品は、十分な品質管理体制で製造し、安全性と品質の向上を図って参ります。店舗運営においても、お客さまに安全でご満足いただけるサービスを提供いたします。

#### 1-3 商品・サービス等に関する適切な情報提供

ワールドグループは、お客さまに商品・サービス・店舗についてよりご理解していただけるよう、きめ細かな説明と適切な情報提供を行います。商品の品質やお取扱に関する表示については、法令、規制および社内ルールを遵守するとともに、お客さまの視点に立ち、誤解や誤認を与えないようなわかりやすい内容へと常に見直しと改善を図って参ります。

また、万一、商品・サービスについて問題が発生した場合には、迅速に対応し、適時適切な情報開示を行います。

#### 1-4 消費者・顧客からの問い合わせ

ワールドグループは、お客さまからの商品・サービス・店舗についてのお問合せ窓口を設けております。いただいたご意見・ご要望などの「声」に対しては真摯に耳を傾け、お客さまの立場に立った誠実で適切な対応を心がけます。

また、いただいたご意見・ご要望からお客さまのニーズを把握し、今後の魅力ある商品開発や業態開発、サービスの提供に活かして参ります。

#### 1-5 個人情報の保護

ワールドグループは、事業活動を行う上でお客さまからお預かりした個人情報は、安全対策を講じ、適切に保護・管理するとともに、社員に対しても個人情報の保護に関する教育や啓蒙を実施いたします。

## **2 社員に対する姿勢**

### **2-1 能力が発揮できる人事処遇の実現**

ワールドグループは、お客さまへ最高の価値を提供し、企業価値を向上させ続けるためには、多様な人材が個々の能力を十分に発揮できる人事処遇の仕組みの構築が重要であると考えています

ワールドグループは、その実現のために、多様な人材の尊重・活用、多様な雇用・就労形態の選択肢の提供、成果実力主義に基づく納得性・公平性の高い人事処遇制度の構築を進めて参ります。

### **2-2 人権の尊重および雇用機会均等の実現**

ワールドグループは、人権を尊重するとともに、雇用差別や嫌がらせ（パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント）のない雇用機会均等を実現するために、法令・規制・社内ルールを遵守し、その実現のための雇用環境の整備を進めます。

### **2-3 快適な職場環境の実現**

ワールドグループは、社員の安全と健康を守るため、法令・規制・社内ルールを遵守するとともに、快適な職場環境を目指し、その実現のため労働安全衛生の仕組みの構築および継続的改善を図ります。

### **2-4 社員の能力開発の支援**

ワールドグループは、社員の個性と能力を尊重し、様々なかたちで自己実現を目指す社員一人一人のキャリア形成・能力開発を支援して参ります。

### **2-5 社員との誠実な対話・協議**

ワールドグループは、健全な労使関係の実現のため、社員との直接あるいは社員の代表との誠実な対話・協議を重視し、経営の意思を社員に浸透させるとともに、社員の建設的な意見を経営にかかして参ります。

### **2-6 児童労働、強制労働の禁止**

ワールドグループは、該当地域の法令で認められる仕事の性質上合理的な業務（ファッションカタログの子役など）を除き、児童を労働させません。また、強制労働行為を行いません。

## **3 取引先に対する姿勢**

### **3-1 独占禁止法関係法令の遵守**

ワールドグループは、公正な取引のために経済基本法である「独占禁止法」を遵守します。また、取引先やお客さまに信頼される事業活動を行うために特に「下請代金支払遅延等防止法」・「不当景品類及び不当表示防止法」を遵守します。

### **3-2 適正な取引方針の確立**

ワールドグループは、「事業が取引先をはじめ、各分野で事業を営んでいる多くの皆様の協力と支援を得て成り立つこと」を再認識し、取引に関する方針・ルール等を作成し、取引における公正性と透明性を確保して参ります。

また、取引先におけるコンプライアンス体制にも関心を持ち、取引先各社においても社会的責任を果たしていただけるよう、必要な協力を行います。

### **3-3 不当な利益等の取得を目的とする贈賄等の禁止**

ワールドグループは、健全な企業活動を推進するために、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする贈賄や接待等を行いません。

## **4 株主に対する姿勢**

### **4-1 コミュニケーションの促進**

ワールドグループは、様々な機会を通じて、株主の皆様との対話を積極的に行います。企業とステークホルダーが理解し合い、共に価値を生み出せる環境作りが、私達に課せられた使命です。

私達は、株主の皆様からのご意見を真摯に受け止め、企業活動に役立てるべく、双方向コミュニケーションを促進させて参りたいと考えています。

### **4-2 適時適切な情報開示**

ワールドグループは、私達の企業活動を正しくご理解いただけるよう、透明性の高い情報開示を、適時適切に行なうことを目指します。

特に、株主の皆様にとって不利益となる恐れのある情報については、即時の開示に努めます。

## **5 社会・行政に対する姿勢**

### **5-1 地域社会への貢献**

ワールドグループは、地域社会との連帯と協調を図り良好な関係を維持するとともに、文化・慣習を尊重し、その発展に貢献できる活動を行います。

### **5-2 一般社会への貢献**

ワールドグループは、生活文化に貢献し、常に前進し、信頼される企業グループであることを創業理念の一つとして掲げており、広く社会から理解と共感が得られる企業を目指して参ります。そのためにお客さま並びに社会との双方向のコミュニケーションや活動を行い、多様性と持続性を両立する社会づくりに努めます。

### 5-3 行政・教育機関への姿勢

ワールドグループは、行政に対して適切な報告を行い、法令に則った活動を行うことを前提に、行政、教育機関などと共にした社会づくりに努めます。

### 5-4 反社会的勢力の排除

ワールドグループは、総会屋や暴力団等といった、企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力に対して、組織的な対応と毅然たる態度で臨みます。反社会的勢力から持ちかけられる要求に対しては恐れることなく拒否し、関係を一切持ちません。

## 6 環境に対する姿勢

### 6-1 環境保全に対する取り組み

ワールドグループは、TCFDの考え方に賛同するとともに、環境保全の重要性を認識し、バリューチェーンの各プロセスにおいて、温室効果ガス排出の抑制、水消費の抑制、汚染防止、生物多様性の保全などに努めます。

### 6-2 資源の有効活用

ワールドグループは、企業活動におけるあらゆるロス・無駄を削減することによって、廃棄物を抑制し、限られ使わざるをえない資源の有効活用の最大化を図ります。

### 6-3 循環型社会への貢献

ワールドグループは、「あるものを使い続け」、「使ったものを捨てずに」再活用する循環型社会への構築に貢献していきます。

## 7 会社に対する姿勢

### 7-1 会社との利益相反、不正行為の禁止

ワールドグループは、企業価値向上に向けての最善の事業活動および経営判断を行い、ワールドグループとの利益相反や不正・横領行為を行わないことはもとより、利益相反や不正・横領行為を生じさせるおそれのある行為を行いません。また、グループのあらゆる資産を大切に維持管理して参ります。

### 7-2 機密情報の管理・知的財産の保護

ワールドグループは、経営戦略や新規事業に関する情報などの営業秘密、および、商標権、著作権などの知的財産を、持続的かつ革新的なビジネスを生み出す重要な基盤であると考えています。

私達は、自社の機密情報の管理、知的財産権の保全に万全を期するとともに、他者の機密情報や知的財産権を尊重するよう徹底します。

### 7-3 インサイダー取引の禁止

ワールドグループは、取締役、役員および社員が、業務上知り得たワールドグループおよび他企業の秘密情報を私的利益のために使用しません。

ワールドグループは、内部規定に基づき、個別案件ごとに、インサイダー情報に該当する情報を指定しています。該当する立場の取締役、役員および社員はこれらの情報を元に、株券等の売買その他の取引を行ってはなりません。

## **8 国際社会に対する姿勢**

### **8-1 国際ルール等の尊重**

ワールドグループは、国際ルールを踏まえた行動規範と現地の法律・規制を遵守します。また、現地の文化や慣習を尊重し、相互信頼を基盤とした事業活動を推進します。

### **8-2 国際社会への貢献**

ワールドグループは、現地取引先における社会的責任への取り組みに関心を持ち、必要に応じて改善のための支援を行います。また、外国公務員に対して、不当な利益等の取得を目的とする贈答・接待を行いません。

## **9 人権に対する姿勢**

### **9-1 人権の尊重**

ワールドグループは、バリューチェーンの各プロセスにおいて、「世界人権宣言」、「国際人権規約」などの国際的な人権基準に基づき、児童労働、強制労働の禁止など、一人ひとりの人権を尊重し、人権が尊重されていない先との取引を行いません。

## **10 危機管理に対する姿勢**

### **10-1 危機管理体制**

ワールドグループは、常に事業継続の視点に立って、自然災害を含む想定されるリスクや緊急事態の発生に備え連絡網の整備、対策本部の設置などの社内体制を作り、また危機管理マニュアルを作成しグループ社員に対して緊急時の対応について周知を図ります。

緊急事態が発生した場合は社長の指揮のもと対策本部にて速やかに事実確認と原因究明を行い対応策を決定し対処します。

### **10-2 再発防止**

ワールドグループは、こうした危機管理体制にもかかわらず発生してしまったリスクについては、原因究明を徹底して行い、その再発防止策を検討し、継続的改善を行って参ります。

## ＜コンプライアンス体制＞

(1) 「行動規範」の実施および推進部署

「行動規範」の実施および推進は、株式会社ワールド諸規程総則の主管部が行います。

(2) コンプライアンスの推進活動

職務の内容・階層に応じたコンプライアンスプログラムを作成し、研修の機会を順次提供し、継続的に実施して参ります。そして行動規範の浸透・定着度を定期的にチェック・評価し、ワールドグループのコンプライアンス体制全般について適時適切な見直しを行い、さらなる改善と推進をして参ります。

(3) 企業倫理ホットライン（内部通報制度）

「行動規範」に関わる事柄で、職場内だけでは解決が難しい場合や上司に相談することが適当でない場合の相談、または「行動規範」についての問い合わせには、「企業倫理ホットライン」にお尋ねください。

なお、問い合わせに際して、氏名・内容等のプライバシーに関わる一切のことは厳守されますので、ご安心ください。

「企業倫理ホットライン」連絡先

窓 口	社外ホット ライン	電話	0120-664-944
		WEB	<a href="https://www.dial-soudan.jp/et/world">https://www.dial-soudan.jp/et/world</a>
			・ユーザー名/ID：world ・パスワード：rinriyokusuru ※ 社内PCは、インターネット許可ユーザーのみ使用可
口	社内ホット ライン	電子 メール	<a href="mailto:rinrihotline@world.co.jp">rinrihotline@world.co.jp</a>
	監 査 等 委 員	電子 メール	<a href="mailto:kansatouiin@world.co.jp">kansatouiin@world.co.jp</a> ※ 対象範囲は、経営幹部（取締役、執行役員、子会社役員）及び 内部通報の主管部（法務・統制監理部）

「行動規範」は、「諸規程総則の主管部」の起案により取締役会の審議を経て決定されます。

施行日 2005年 6月17日  
 改正日 2005年10月19日  
 改正日 2005年11月14日  
 改正日 2013年 6月14日  
 改正日 2015年 4月14日  
 改正日 2022年 6月15日  
 改正日 2022年11月 1日  
 改訂日 2023年 9月 1日